

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛媛県公営企業管理局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.3%
全職員	78.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.6%
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐相当職	85.3%
本庁係長相当職	85.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	107.1%
21～25年	104.2%
16～20年	94.5%
11～15年	91.8%
6～10年	82.9%
1～5年	78.4%

【説明欄】

- 勤続年数別のうち、「36年以上」及び「31～35年」の区分は、女性職員がいないため。
- フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛媛県公営企業管理局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	122.6%
全職員	100.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	103.1%
26～30年	95.0%
21～25年	92.1%
16～20年	92.5%
11～15年	93.2%
6～10年	86.7%
1～5年	102.3%

【説明欄】

- 役職段階別のうち、「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」及び「本庁課長補佐相当職」の区分は、男性職員がいないため。
- 勤続年数別のうち、「36年以上」の区分は、男性職員がいないため。
- フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛媛県公営企業管理局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.5%
全職員	86.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	107.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.6%
31～35年	102.5%
26～30年	103.8%
21～25年	84.9%
16～20年	87.7%
11～15年	89.9%
6～10年	91.1%
1～5年	98.1%

【説明欄】

- 役職段階別のうち、「本庁部局長・次長相当職」の区分は、職員がいないため。
- フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛媛県公営企業管理局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.3%
全職員	54.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	102.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.0%
31～35年	91.6%
26～30年	92.1%
21～25年	90.2%
16～20年	86.0%
11～15年	72.7%
6～10年	86.0%
1～5年	95.8%

【説明欄】

- 男性職員に占める相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が約28%に対し、女性職員に占める「同職員」の割合が約92%であること等の理由により、全体的に男性職員の給与水準が高くなっている。
- 役職段階別のうち、「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」及び「本庁課長補佐相当職」の区分は、女性職員がいないため。
- フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人/月}$)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛媛県公営企業管理局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.4%
全職員	59.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.1%
本庁課長相当職	85.6%
本庁課長補佐相当職	91.7%
本庁係長相当職	74.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.6%
31～35年	94.2%
26～30年	90.8%
21～25年	66.5%
16～20年	48.8%
11～15年	57.3%
6～10年	59.1%
1～5年	50.0%

【説明欄】

【男性職員の給与水準が高くなっている主な要因】

- 病院職員が多く（公営企業管理局全職員の約96%）、男女比はおおよそ3：7となっている中で、男性職員に占める相対的に給与水準の高い医師の割合が約37%に対し、女性職員に占める医師の割合は約4%と低くなっている。
- 勤続年数別のうち、任期の定めのない常勤職員医師の約95%は、25年以下の区分である。
- 男性職員に占める相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が約17%に対し、女性職員に占める「同職員」の割合は約29%と高くなっている。
- フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。（週23時間15分勤務の場合、 $23\text{時間}15\text{分} \div 38\text{時間}45\text{分} = 0.6\text{人}/\text{月}$ ）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。